特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民年金法に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巣市は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

本巣市長

公表日

令和4年6月22日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出・申出・請求に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務
③システムの名称	総合行政システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第1第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　実施しない　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民課
②所属長の役職名	市民環境部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市　市民環境部　市民課 〒501-0494　岐阜県本巣市下真桑1000番地　058-323-7750
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市　市民環境部　市民課 〒501-0494　岐阜県本巣市下真桑1000番地　058-323-7750

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○]　自己点検　　[　　]　内部監査	[　　]　外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長　坪内　重正	市民環境部市民課長　林　美好	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番47、48、49、50		事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長　林　美好	市民環境部市民課長　加藤　健二	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長　加藤　健二	市民環境部市民課長	事後	
令和1年6月1日	Ⅳ　リスク対策	―	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巣市総務部総務課　岐阜県本巣市文殊324番地　0581-34-2511	本巣市　市民環境部　市民課 〒501-0494　岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巣市総務部総務課　岐阜県本巣市文殊324番地　0581-34-2511	本巣市　市民環境部　市民課 〒501-0494　岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	
令和2年5月28日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月22日	Ⅰ関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出・申出・請求に伴う受理・審査に関する事務処理えお法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出・申出・請求に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務	事後	
令和4年6月22日	Ⅰ関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	総合行政システム、統合宛名システム、中間サーバー	総合行政システム、統合宛名システム	事後	
令和4年6月22日	Ⅰ関連情報-3.個人番号の利用	番号法9条第1項、別表第一項番31	番号法9条第1項、別表第1第31項	事後	
令和4年6月22日	Ⅰ関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無	未定	実施しない	事後	